

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）<u>並びに年次休暇並びに休職の期間</u></p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>超勤代休時間、</u>休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）</p> <p>(3) <u>年次休暇及び休職の期間</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。